

## 募集 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

～4月1日から 平成25年度分申し込み受付開始～

市では、地球温暖化対策の一環として、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減するため、太陽光発電システムの設置費用を助成しています。

補助対象／現在お住まい（またはこれからお住まい予定）の市内の住宅に、新たに太陽光発電システムを設置する方。  
・市税を滞納していない方。

※対象設備は太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）が実施する補助事業と基本的に同じ要件です。

補助金額／太陽電池の最大出力1キロワット当たり3万円。（上限12万円）  
シャープ製品を設置する場合は1キロワット当たり5万円。（上限20万円）

申し込み／設置工事10日前までに生活環境課へお申し込みください。

受付期限／平成26年2月28日（金）

※ただし、平成26年3月14日（金）までに設置工事を完了できること。

※予算の範囲内で補助しますので、受付期限前に終了することもあります。

※市ホームページで、申請手続きの流れの確認や申請書のダウンロードができます。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755

[HP](http://www.city.yaita.tochigi.jp/) <http://www.city.yaita.tochigi.jp/>



## 募集 合併処理浄化槽補助金申請受付

合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。設置前に申し込みをお願いします。

補助金／ 5人槽 332,000円  
7人槽 414,000円  
10人槽 548,000円

交付対象／次の①～④のすべての要件に該当する方

①次の区域に該当する方

公共下水道事業認可区域外  
農業集落排水事業区域外

②一般住宅（併用住宅は住宅部分の面積が延床面積の2分の1以上）のくみ取りトイレやし尿浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替えるか、新築や増改築のため10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方。

③浄化槽を設置する業者が決定し、平成26年2月末までに工事に着手し、3月末までに完了が可能な方。

④税を滞納していない方。

受付期間／4月1日（月）～平成26年2月28日（金）まで

※土、日、祝日を除く

内定／内容審査後、予算の範囲内で補助可能な場合は通知します。

申請できる方／本人または家族

申請に必要なもの／上下水事務所にある申請書  
家屋評価証明書（浄化槽入れ替えの場合）  
印鑑（認め印可）

申請・問い合わせ／

上下水道事務所 下水道班 ☎(43)6214

## 募集 犬・猫の避妊・去勢手術補助金

犬や猫など動物を捨てることは犯罪です。不幸な命を増やさないようにするために、避妊・去勢手術をしましょう。

矢板市では、避妊・去勢手術補助金制度があります。

補助対象条件／次のすべてを満たす方

・矢板市に住民登録又は外国人登録している方。  
・飼主および同居する家族全員（同一世帯）が市税を完納していること。

・飼い犬の場合は、狂犬病予防法に基づき、登録と当該年度の狂犬病予防注射を受けていること。

・栃木県獣医師会塩谷班（塩谷郡内の動物病院）で手術を受けること。

補助金／

| (犬) 補助額 |        | (猫) 補助額 |        |
|---------|--------|---------|--------|
| 避妊手術    | 5,000円 | 避妊手術    | 4,000円 |
| 去勢手術    | 3,000円 | 去勢手術    | 3,000円 |

※補助金には限りがありますので、年度内でも受付を終了する場合があります。

申請・問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755

## 募集 矢板市いきいき「市民力」助成金申請団体

市民の皆さんが行うまちづくりを応援するため、市内で公益的な活動をしている市民団体が行う事業に対し、助成金を交付します。

対象団体／原則として、5人以上で市内を中心に活動し、会則などを定めていること。

対象事業／自発的に行っている公益性の高い事業。国・県・市からこの助成のほかに財政的支援を受ける場合を除きます。また、その類似団体が主催する事業への出店などは対象外となります。

助成金額／1団体につき1事業の必要経費で、上限10万円

助成率／活動年数により次のとおりです。

- ・スタート支援…設立1年以内の団体は100%
- ・ステップアップ支援…設立2年目以降の団体は80%

募集期間／4月8日（月）～5月9日（木）

※申請者が少ない場合は、予算の範囲内で随時受け付けます。

※申請が多数の場合は、助成対象にならないこともあります。

そのほか／申請後に、申請内容についてプレゼンテーションを行っていただく場合があります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

申し込み・問い合わせ／総合政策課 ☎(43)1112

[HP](http://www.city.yaita.tochigi.jp/) <http://www.city.yaita.tochigi.jp/>

## 好評 受付中

## 矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金

～市内にマイホームを取得する方へ～

市では、第2次21世紀矢板市総合計画の目標人口(38,500人)を達成するために、市内に新たに住居を求める方に対して補助金を交付することで、一層の定住促進を図ることを目的とし、この補助制度を始めました。平成23年10月から制度が始まり、109人の方(3月12日現在)がこの補助金を利用しています。

条件／次の①～④の全てを満たすこと

- ①平成23年10月1日から平成28年3月31日までの間に、新たに矢板市内に住宅を取得し(引き渡しを受け)、住民票を異動し、実際にそこに住むこと。
- ②引き渡しを受けた住宅に2人以上で入居し、5年以上定住すること。
- ③住宅の所有者が、住宅の引き渡しを受けた時点で45歳以下であること。
- ④引き渡しを受けた住宅に同居する世帯員全員に、市税等の滞納がないこと。

※市外から転入する方だけでなく、市内での転居も対象となります。

ただし、同敷地内での増改築・建て替えなど、転入または転居を伴わない場合は対象になりません。

補助金額／

| 基本補助(①～④のいずれか) |      | 条件による加算(該当する場合追加) |                        |
|----------------|------|-------------------|------------------------|
| ①新規用地購入 + 住宅新築 | 50万円 | +                 | ⑤18歳以下の生計を共にする子どもがいる場合 |
| ②住宅のみ新築        | 40万円 |                   | 5万円(子どもの数で金額は変わりません)   |
| ③用地 + 中古住宅購入   | 30万円 |                   | ⑥矢板市内の建築業者を利用した場合      |
| ④中古住宅のみ購入      | 20万円 |                   | 5万円                    |

(注意)・住宅新築とは、新築建売住宅購入も含まれますが、工事完了日より1年以内の住宅で、まだ人が居住したことの無いものです。

補助金の受付／申請期限は、住宅の引き渡しを受けた日から1年以内です。

補助金対象外／①東日本大震災で被災し、「矢板市被災者生活再建支援金」の適用を受けた方

- ②別荘等の一時的居住を目的としたもの
- ③公共工事に伴う住居の移転・建て替え
- ④建て替えのための一時的な転居など

そのほか／個別に補助の要件が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申請・問い合わせ／総合政策課 秘書政策班 ☎(43)1112